水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
第1章 1-1適用 P.1	1－1 適用 1. 水道施設設計業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。) は、いわき市水道局の発注する上水道・簡易水道及び工業用水道（以下「水道」という。）工事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の水道工事予定地等において行われる調査業務を含む) に係る設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	1－1 適用 1. 水道施設設計業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。) は、いわき市水道局の発注する水道工事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の水道工事予定地等において行われる調査業務を含む) に係る設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
第2章 2-9設計業務の条件 P.21	2－9 設計業務の条件 1. 受注者は、業務の着手にあたり、1－14 に定める貸与資料、2－1 に定める適用基準等および設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。 2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、1－14 に定める貸与資料等および設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。 3. 受注者は、本条2項において、1－14 の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。 4. 受注者は、設計図書および2－1 に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。 5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。 6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS, JAS,JWWA,JIWA,JDPAの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。 ただし、水道施設工事共通仕様書に記載のあるものは、それによることとする。	2－9 設計業務の条件 1. 受注者は、業務の着手にあたり、1－14 に定める貸与資料、2－1 に定める適用基準等および設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。 2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、1－14 に定める貸与資料等および設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。 3. 受注者は、本条2項において、1－14 の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。 4. 受注者は、設計図書および2－1 に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。 5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。 6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS, JAS,JWWA,JDPAの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。 ただし、水道施設工事共通仕様書に記載のあるものは、それによることとする。

水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
第3章 3-2-2業務内容 P.24	2．調査等 現地踏査 1)受注者は、設計図書に示された設計対象路線の現地踏査を行い、地形、地質、沿道の利用状況、環境、分水嶺、文化財及び自然公園、埋設物等、現地状況を十分把握しなければならない。 ①交通事情調査 ア.受注者は、必要に応じて交通事情調査を行い、方法等については監督員と協議しなければならない。 イ.受注者は、迂回路の有無及び道路幅員の調査を行うものとする。 ②周辺の現況調査 ア.受注者は、現況が確認できる程度の距離で写真撮影し、成果物に添付しなければならない。 イ.受注者は、工事施工に支障となる物件がある場合は、その箇所を入念に撮影し、その寸法を記入のうえ成果物に添付しなければならない。 ③道路標識及び表示調査 ア.受注者は、設計に必要な道路交通標識及び表示の調査を十分に行い平面図に記入しなければならない。 ④既設水道管調査 受注者は、既設水道管に関する次の項目については、現地調査及び台帳等調査を行い、設計図面等に記入しなければならない。 ア.水道管の管種、口径、土被り及び位置調査 イ.仕切弁における地盤からスピンドルまでの深さの調査 ウ.仕切弁、空気弁及び消火栓等の位置調査 エ.給水装置及び給水施設の口径、第一止水栓及びメータの位置調査	2．調査等 現地踏査 1)受注者は、設計図書に示された設計対象路線の現地踏査を行い、地形、地質、沿道の利用状況、環境、分水嶺、文化財及び自然公園、埋設物等、現地状況を十分把握しなければならない。 ①交通事情調査 ア.受注者は、必要に応じて交通事情調査を行い、方法等については監督員と協議しなければならない。 イ.受注者は、迂回路の有無及び道路幅員の調査を行うものとする。 ②周辺の現況調査 ア.受注者は、現況が確認できる程度の距離で写真撮影し、成果物に添付しなければならない。 イ.受注者は、工事施工に支障となる物件がある場合は、その箇所を入念に撮影し、その寸法を記入のうえ成果物に添付しなければならない。 ③道路標識及び表示調査 ア.受注者は、設計に必要な道路交通標識及び表示の調査を十分に行い平面図に記入しなければならない。 ④既設水道管調査 受注者は、既設水道管に関する次の項目については、現地調査及び台帳等調査を行い、設計図面等に記入しなければならない。 ア.水道管の管種、口径、土被り及び位置調査 イ.仕切弁における地盤からスピンドルまでの深さの調査 ウ.仕切弁、空気弁及び消火栓等の位置調査 エ.給水装置の口径、第一止水栓及びメータの位置調査

水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
第9章 主要技術基準及び参考図書 P.79		

新（改定後）

主要技術基準及び参考図書は、県共通仕様書のよるもののほか次による。

No.	名　　称	編集又は発行所名
1	水道施設工事共通仕様書【土木工事編】【設備工事編	いわき市水道局
2	水道施設設計基準	いわき市水道局
3	水道施設積算基準	いわき市水道局
4	水道施設設計指針	日本水道協会
5	水道施設耐震工法指針・解説	日本水道協会
6	水道維持管理指針	日本水道協会
7	日本水道協会（JWWA）　各種基準・技術資料	日本水道協会
8	水道事業実務必携	全国簡易水道協議会
9	便覧	日本ダクタイル鉄管協会
10	日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）　各種技術資料	日本ダクタイル鉄管協会
11	バルブ便覧	日本バルブ工業会
12	水道用バルブ便覧	水道バルブ工業会
13	日本水道鋼管協会（WSP）　各種技術資料	日本水道鋼管協会
14	塩化ビニル管・継手協会　各種技術資料	塩化ビニル管・継手協会
15	給水用ポリエチレンパイプ協会　各種技術資料	給水用ポリエチレンパイプ協会
16	工業用水道施設設計指針・解説	日本工業用水協会
17	工業用水道維持管理指針	日本工業用水協会
18	工業用水道工事設計標準歩掛表	日本工業用水協会
19	共通仕様書（土木工事編1）	福島県土木部
20	共通仕様書（土木工事編2）	福島県土木部
21	共通仕様書（土木工事編3）	福島県土木部
22	共通仕様書〔業務委託編1〕	福島県土木部
23	共通仕様書〔業務委託編2〕	福島県土木部
24	建築・設備工事共通仕様書（総則）□	福島県土木部
25	建築・設備工事共通仕様書（建築工事・屋外整備工事	福島県土木部
26	建築・設備工事共通仕様書（電気設備工事・機械設備工事）□	福島県土木部
27	建築・設備工事共通仕様書（資料編）□	福島県土木部
28	建築・設備設計業務委託共通仕様書□	福島県土木部
29	建築・設備設計業務委託特記仕様書□	福島県土木部
30	建築・設備設計意図伝達業務委託特記仕様書□	福島県土木部
31	建築・設備工事監理業務委託共通仕様書〔	福島県土木部
32	建築・設備工事監理業務委託特記仕様書〔	福島県土木部
33	土木設計マニュアル（設計積算編）□	福島県土木部
34	土木設計マニュアル（数量算出編）□	福島県土木部
35	土木設計マニュアル（道路編）□	福島県土木部
36	土木設計マニュアル（橋梁編）□	福島県土木部
37	土木設計マニュアル（河川編）□	福島県土木部
38	土木設計マニュアル（砂防編）□	福島県土木部
39	土木設計マニュアル（都市計画編）□	福島県土木部
40	土木設計マニュアル（港湾漁港編）□	福島県土木部
41	土木設計マニュアル（ダム編）□	福島県土木部
42	土木工事標準設計図集□	福島県土木部
43	福島県吹付けアスベスト等改修工事共通仕様書□	福島県土木部
44	道路管理事務の手引き	福島県土木部
45	河川管理事務の手引き	福島県土木部
46	いわき市水道局契約規定	いわき市水道局
47	いわき市水道局業務委託設計変更ガイドライン	いわき市水道局
48	建設コンサルタント業務等における再委託のあり方	国土交通省

旧（現行）

主要技術基準及び参考図書は、県共通仕様書のよるもののほか次による。

No.	名　　称	編集又は発行所名
1	水道施設工事共通仕様書【土木工事編】【設備工事編	いわき市水道局
2	水道施設設計基準	いわき市水道局
3	水道施設積算基準	いわき市水道局
4	水道施設設計指針	日本水道協会
5	水道施設耐震工法指針・解説	日本水道協会
6	水道維持管理指針	日本水道協会
7	日本水道協会（JWWA）　各種基準・技術資料	日本水道協会
8	水道事業実務必携	全国簡易水道協議会
9	便覧	日本ダクタイル鉄管協会
10	日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）　各種技術資料	日本ダクタイル鉄管協会
11	バルブ便覧	日本バルブ工業会
12	水道用バルブ便覧	水道バルブ工業会
13	日本水道鋼管協会（WSP）　各種技術資料	日本水道鋼管協会
14	塩化ビニル管・継手協会　各種技術資料	塩化ビニル管・継手協会
15	給水用ポリエチレンパイプ協会　各種技術資料	給水用ポリエチレンパイプ協会
16	工業用水道工事設計標準歩掛表	日本工業用水協会
17	共通仕様書（土木工事編1）	福島県土木部
18	共通仕様書（土木工事編2）	福島県土木部
19	共通仕様書（土木工事編3）	福島県土木部
20	共通仕様書〔業務委託編1〕	福島県土木部
21	共通仕様書〔業務委託編2〕	福島県土木部
22	建築・設備工事共通仕様書（総則）□	福島県土木部
23	建築・設備工事共通仕様書（建築工事・屋外整備工事	福島県土木部
24	建築・設備工事共通仕様書（電気設備工事・機械設備工事）□	福島県土木部
25	建築・設備工事共通仕様書（資料編）□	福島県土木部
26	建築・設備設計業務委託共通仕様書□	福島県土木部
27	建築・設備設計業務委託特記仕様書□	福島県土木部
28	建築・設備設計意図伝達業務委託特記仕様書□	福島県土木部
29	建築・設備工事監理業務委託共通仕様書〔	福島県土木部
30	建築・設備工事監理業務委託特記仕様書〔	福島県土木部
31	土木設計マニュアル（設計積算編）□	福島県土木部
32	土木設計マニュアル（数量算出編）□	福島県土木部
33	土木設計マニュアル（道路編）□	福島県土木部
34	土木設計マニュアル（橋梁編）□	福島県土木部
35	土木設計マニュアル（河川編）□	福島県土木部
36	土木設計マニュアル（砂防編）□	福島県土木部
37	土木設計マニュアル（都市計画編）□	福島県土木部
38	土木設計マニュアル（港湾漁港編）□	福島県土木部
39	土木設計マニュアル（ダム編）□	福島県土木部
40	土木工事標準設計図集□	福島県土木部
41	福島県吹付けアスベスト等改修工事共通仕様書□	福島県土木部
42	道路管理事務の手引き	福島県土木部
43	河川管理事務の手引き	福島県土木部

水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
付則1 設計業務委託照査要領例 P.80	1.目的 この要領例は、上水道・簡易水道及び工業用水道（以下「水道」という。）施設の設計業務委託において、受注者が行う照査と、発注者が行う照査の確認に関する標準的な項目、内容及び手順等を示したものであり、品質管理を徹底することで成果物の品質向上を図るとともに、正確性を確保することを目的とする。	1.目的 この要領例は、水道施設の設計業務委託において、受注者が行う照査と、発注者が行う照査の確認に関する標準的な項目、内容及び手順等を示したものであり、品質管理を徹底することで成果品の品質向上を図るとともに、正確性を確保することを目的とする。